

- (36) 前掲『昭和財政史』第13巻、306～311ページおよび前掲『横浜正金銀行全史』第4巻、659～661ページ。
- (37) 前掲「每半季為替及金融報告」297～298ページ、323ページ。
- (38) 前掲『昭和財政史』第13巻、311～312ページおよび前掲『横浜正金銀行全史』第4巻、749～752ページ。清算の方法は毎月末相殺後残高500万円を超える部分につき米ドルで決済することにしたが、アメリカの本邦資金凍結後は金または自由円および自由ピアストル貨で決済することになった。なお換算率は100ピアストル対98円とされた。
- (39) 前掲「每半季為替及金融報告」331～332ページ。

(3) 金に関する政策

産金奨励と金集中

国際収支が恒常的に赤字を続ける中で、為替相場の安定を確保しようとするれば、どうしても金の海外現送を続けなければならないし、そのためには金の増産を図らなければならない。こうした見地から、政府はすでに述べたように、日中戦争勃発直後の昭和12年（1937年）8月に「産金法」を制定した。この法律は、金の生産から使用に至るまでを政府の統制下に置くとともに、金生産を奨励することをねらいとしたものであった。

この法律によって政府が買い上げる金は金資金特別会計に受け入れられるが、この買上価格は8月25日の大蔵省告示により「純金ノ量目一グラムニ付」3円77銭と定められた。これは「日本銀行金買入法」に基づく昭和12年5月15日実施の⁽¹⁾価格をそのまま採用したものであった。その後政府は昭和13年5月2日から、この価格を3円85銭と8銭引き上げたが、金価格の引上げはこれ以後行わなくなり、各種補助金の支出によって産金を奨励する政策がとられた。もっとも、昭和14年10月に行われた円のポンド・リンクからドル・リンクへの移行によって、上記政府買上価格は国際市価との間に開きを生じたこともあり、政府は11月、増産金買上価格割増制度を実施し、個々の産金業者の対政府売却量のうち一定割合を超える部分に対しては1グラムにつき1円ないし2円の割増金を支払うことにな⁽²⁾ったので、見方によってはその後も事実上価格引上げが行われていたともいえ

る。また政府は昭和13年9月に半官半民の「日本産金振興株式会社」を設立し、産金に関する各種事業のほか産金業者に対する融資事業を行わせた。さらに産金事業用器具機械材料の輸入税免除（昭和12年8月）、鉱山税免除（同13年4月）⁽³⁾など、税制上の優遇措置も実施した。

以上のような各種の増産対策によって、旧鉱の復活や新鉱山開発が行われ、産金量はしだいに増加した。もっとも内地生産量の増加はそれほど大きくなかったが、朝鮮からの移入量は昭和14年までかなり増加した（これまでに述べた各種産金奨励策は朝鮮・台湾に適用されるものではなかったが、朝鮮・台湾でも実質的には同じような施策が講じられていた）。しかし朝鮮・台湾からの移入分を含めた産金量も、昭和14年がピークで、以後漸減傾向を示した（表4-5）。もっとも、太平洋戦争に入ると金は当面国際決済手段としての重要性が薄らいだという考え方が一方にあり、また昭和17年2月公布の「日本銀行法」により発券制度は法律的にも管理通貨制度としての性格を明確にしたから、その意味でも金の役割は低下していたといえる（しかし実際には後述のように太平洋戦争期においてもわが国は金の不足に苦しんだ）が、政府としては戦後経済に備え

表4-5 産金量の推移

(単位：キログラム)

昭和年	内地	朝鮮	台湾	計
11	22,235	17,490	1,294	41,019
12	23,010	22,848	1,306	47,164
13	24,067	28,065	1,683	53,815
14	25,927	29,192	1,265	56,384
15	26,968	25,288	803	53,059
16	25,000	25,584	897	51,481
17	22,871	23,755	740	47,366
18	12,090	14,458	571	27,119
19	7,627	—	—	—
20	2,628	—	—	—

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』第36号（昭和28年6月）102ページ。

るといふ観点もあって、引き続き産金政策を重視する考え方をとっていた。例えば太平洋戦争開戦間もない昭和17年1月27日、岸信介商工大臣は衆議院において北吟吉議員の質問に答え次のように言明している⁽⁴⁾。

政府と致しましては、金の重要性に付きましては依然として変らざる考へを持つて居ります、〔中略〕将来東亜「ブロック」と他の「ブロック」との間の交易を考へて見ますと、金の問題が非常に緊要な問題になると云ふことは、只今御説の通りであります、のみならず東亜共栄圏内に於きましても、是は大體通貨としては円を中心とした円系通貨が流通することになると思ひますが、此の円系通貨の信用を維持し、是の威

力を持つ為には、やはり金の蓄積と云ふ事柄が必要なのであります、〔中略〕随て政府と致しましては従来の方針、大体に於きまして日本内地及び朝鮮を通じて少くとも年二億円の金の生産は、凡ゆる手段を講じて維持すると云ふ方針でやつて参つて居ります、

年二億円の金というのは、1グラム3円85銭として約5万2000キログラムになるが、これはちょうど昭和16年の産金量(移入を含む)に相当するものであった。つまり上述の岸商工大臣の言明は、金生産を少なくともこの線で維持したいとするものであったが、現実には意の如くならず、とくに昭和18年以降の産金量は激減したのである。それは一方において日中戦争勃発以後、かなり無理を続けた金生産が、限度に來たという事情があり、他方太平洋戦争が始まると間もなく、わが国はフィリピンはじめ南方の優秀産金地帯を占領したため、国内の低能率金山の開発を差し控え、生産資材をそうした南方の優良鉱山に転用することにしたためであった。⁽⁶⁾

一方昭和13年5月1日付の『東京日日新聞』、『大阪毎日新聞』は「愛国金献運動」と称して民間保蔵金を積極的に政府に献納ないし売却するよう呼びかけた。さらに5月4日付の紙面ではこの運動の反響を大きく取り上げ、その中で本行結城総裁が前日の3日に金製の茶道具一式の献納を申し入れた(実際の受付けは9日から開始)⁽⁶⁾と報道している。

他方本行も、民間の金製品を原形のまま売戻条件付で買い入れることにし、同年7月4日、「売戻条件付金製品買入要綱」を制定、同月15日から実施することにした。この制度によって本行が買入れの対象としたのは一口の含有金分価格500円を超える金製品で、売戻しは原則として「支那事変」終了後2か年を経過した後となっていた。またその取扱期間は当初7月15日から2か月間となっていたが、実際にはその後延長された。⁽⁷⁾

この措置の趣旨は、金製品の中には美術品・骨とう品等の価値の高いものもある(前述の東京日日・大阪毎日両新聞の運動では「美術的価値大なるもの」は対象外とされていた)ので、それらについては一応本行が預かり、一方で最悪の場合には鑄潰しうる態勢をとるとともに、他方そうした価値の高い金製品がみだり

に鑄潰されるのを防止するという配慮が払われたものであった。もっとも本行が買い入れた金製品をすべて原形のまま売り戻すものとすれば、本行は単に一時それらを保管するだけで、利用価値は全くないことになる。この制度発足当初は、金製品の鑄潰しについてはなんら明示していなかったが、昭和15年10月、後述の「金買上規則」が制定された際の改正に当たり、金製品売渡人から提出される「金製品買戻条件付売渡申込書」の中に「金買上規則第一条ノ規定ニ依リ大蔵大臣ヨリ貴行ニ対シ右金製品ノ全部又ハ一部ヲ政府ニ売却スヘキコトヲ命セラレタルトキハ直チニ売却相成リ異議ナキ⁽⁸⁾コト」の1項が付け加えられた。この制度による金製品買入れ状況を見ると、昭和13年～16年の4年間で約25万個、その代価は665万円で、これを年次別にみると、初年度の13年中が最も多く以後漸減している（表4-6）。

表 4-6 売戻条件付金製品買入れ取扱高

昭和・年	個 数	量 目	代 価
	個	キログラム	千円
13	145,476	1,691	3,857
14	97,020	1,107	2,427
15	9,794	139	299
16	976	33	67
計	253,266	2,969	6,650

（出所）日本銀行保有資料。

またこの売戻条件付買入れによる売却を欲しない大口所有者の希望により、本行は昭和13年8月25日に、将来の処分については一切本行に任せるという条件付きで、そうした大口金製品を保管するという扱いを決定した。この保管分は本行内部で「別口金製品」として扱われたものである⁽⁹⁾。

以上のほか政府自身も民間保蔵金の買上げを行った。すなわち昭和14年2月、政府は対外決済力充実のため、地方長官に民間保蔵金の政府への売却をあっせん勧奨させることにし、本行にも協力してほしい旨依頼があった。その方法は地方長官に対し、政府への金売却を宣伝勧奨するため講演会を開催するなどの措置を講じさせるとともに、管下の銀行を総動員して金貨、金製品、金地金を買い入れさせるというもので、その取扱いは4月下旬から行われた。以上により市中銀行が受け入れた金は、一部は直接造幣局（出張所を含む）に輪納されたが、大部分は本行本支店を通じて、政府に売却された。こうして本行が取り次いだ金売却は、昭和20年の終戦時まで金額にして1億2295万円に達した⁽¹⁰⁾。さらに政府は昭和

15年9月、「産金法」第11条の2を発動して、金の強制買上げ実施を決定し、10月10日「金買上規則」（大蔵省令第73号）を公布施行した。その金買上価格は、昭和13年5月2日から実施していた1グラム当たり3円85銭を適用することにした。もっとも実際にはその後も、なるべく地方長官勸奨によって保蔵者が自発的に金を政府へ売却するという前述の方式を活用する方針がとられた。⁽¹¹⁾

戦時期における金の増産・集中策は、以上のように、あらゆる手段を講じて徹底的に行われた。しかし金の増産にも厳しい限界があったし、民間の保蔵金も太平洋戦争が始まるころまでにはほとんど底をついたといわれている。いずれにせよ金の増産・集中のためにこれだけ多くの努力が払われたことは、それだけ当時の国際収支・対外決済問題が深刻であったことを物語るものにほかならない。⁽¹²⁾

政府保有金の現送

次に、以上のようにして政府に集中された金がその後どのように処理されたかをみてみよう。

既述のように、わが国は昭和12年3月から、日中戦争勃発まで8次にわたり本行保有金の海外現送を行った（第1次のみ政府保有金）が、日中戦争勃発後も為替資金補充の必要から昭和12年8月、イギリス向け3561キログラム、アメリカ向けに4回・2万1013キログラム、合計24トンを超える本行保有金の現送を行った。⁽¹³⁾ 当時わが国の為替相場は英ポンドにリンクしていたが、金現送はほとんどアメリカ向けに行われた。これは当時、金現送の危険・コストの両面でアメリカ向けが有利なためであったが、その結果わが国は必要な英ポンドを調達するため、金売却によって取得した米ドルをロンドンで売るという操作を実施していた。しかしこの操作はロンドンにおけるドル安の一因となり、日本・イギリス両国にとりともに不利になるため、本行は横浜正金銀行とともにイングランド銀行と協議の結果、昭和12年7月28日、わが国の米ドル売りについては市場を経由することなく、横浜正金銀行とイングランド銀行との直接取引によって行うことで了解に達した。イングランド銀行としては、中央銀行以外と直接取引をすることは好ましくないという考え方があったが、横浜正金銀行のイングランド銀行に対するド

ル売りはすべて本行の指示によるものであり、本来本行が行うべき業務を代行させているものであるという柳田誠二郎ロンドン代理店監督役の口頭説明を信頼して、特別の配慮をしたものであった⁽¹⁴⁾。

昭和12年8月25日に金資金特別会計が設置されると、同会計の保有金がアメリカ向けに現送されるようになった。それはおおむね1回分純金量にして5トン強、円貨にして2000万円強という規模で月に数回行われた。その結果昭和12年中における同会計の金現送は合計で、純金量にして108トン、その金額はイギリス向けが80万ポンド、アメリカ向けが1億1711万ドルに達した

(現送途中で本行勘定から金資金特別会計に移管したものを含む)。このような金現送は昭和13年に入り、若干テンポが落ちたもののそれでもかなりの規模で行われ、年間合計では純金量82トン、金額9231万ドル(昭和14年1月1日出航分を含む)に上った(表4-7)。他方金資金特別会計が受け入れた金量は昭和12年~13年の合計が196トンであったから(表4-8)、この両年の同会計の金収支は受入れと現送がほぼとんとんであった

表 4-7 金資金特別会計からの金現送
(昭和12年~13年)

○ イギリス向け

昭和	積出帆日	純金量	外貨換算
12年8月	5日	キログラム 3,561	千ポンド 804

○ アメリカ向け

		キログラム	千ドル
12年8月	19日、23日、24日、28日	21,013	23,579
9月	4日、6日、7日	15,582	17,475
10月	4日、9日、12日、19日、23日(2回)	35,526	39,837
11月	2日、6日、9日、30日	21,963	24,629
12月	11日(2回)	10,342	11,593
12年中	19回	104,426	117,113
13年3月	27日	5,220	5,859
4月	5日、9日、13日、20日	20,880	23,431
5月	2日、11日、25日	15,660	17,561
6月	21日	4,597	5,159
8月	8日	5,220	5,859
9月	10日	5,220	5,858
10月	10日	5,220	5,859
11月	9日	5,220	5,859
12月	5日、17日	10,109	11,346
13年中	15回	77,346	86,791
(参考)			
14年1月	1日	4,913	5,514

(注)1. 外貨換算額は、イギリス向けは代金受領額、アメリカ向けはサンフランシスコ造幣局の計算書記載金額(chargesを差し引いた net value)による。

2. 一部、日本銀行保有金を現送途中で金資金特別会計へ振り替えたものを含む。

(出所) 日本銀行保有資料『金資金特別会計金現送関係書類』昭和12年中、同昭和13年中。

ことになる。

この特別会計発足の際に、本行分を中心に、106トンの金移管を受け、またその後若干の新産金等の受入れもあつたにもかかわらず、上記のように同会計の保有金はたちまち底をつき、昭和12年の最終現送直後（12月11日現在）における残高は金塊2100万円、買上金地金預り証書2100万円という状態となつた⁽¹⁵⁾。つまり今後現送できる金は、1回分しか残っていなかったわけである。その後新産金などの受入れは続いていたものの、昭和13年4月13日出航の畿内丸への積込みが終わった段階では同会計の保有金は金塊1500万円（ほかに金地金預り証書1600万円）で、1回分の現送に満たないという有様であつたから、ここでなんらかの対策をとることが必要と考えられた。

前述のように、輸出入リンク制度の適用を拡大し、産金の買上価格を引き上げ、さらにひそかに本行の正貨準備を利用する案が検討されたのはこのような情勢の中においてであつた。同時に金資金特別会計の保有金枯渇に対する、とりあえずの対策として、同会計保有の金地金預り証書を本行保有の定型金塊と交換し、現送用金を確保するという方策がとられた。昭和13年4月15日付で大蔵次官と本行副総裁との間に次のような覚書が交換されている⁽¹⁷⁾。

金資金特別会計保有金地金の現送に關聯し大蔵省及日本銀行間に左の通り諒解するものとす

- 一、金現送に際し必要ある場合に於ては日本銀行は大蔵省の要求に依り其の保有定型金塊と金資金特別会計保有買上金地金預り証書とを引換ふること
- 二、前項の引換ありたる場合に於て当該買上金地金預り証書に表示せらるる金地金の精製終了したるときは日本銀行は買上金地金預り証書と引換に造幣局より定型金塊の引渡を受くること
- 三、前二項の場合に於て端数量目を生じるときは日本銀行正貨準備額には変動を及さざる様其の端数量目に付日本銀行より大蔵省に預り証書を交付し適宜調整を為すこと
- 四、本件は絶対極秘の取扱と為すこと

4月20日出航の関西丸、5月2日出航の平安丸によるアメリカ向け現送は、上記のように金資金特別会計の金地金預り証書と本行の定型金塊を交換のうえ実行

表 4-8 金資金特別会計金地金受入れ・払出し状況

昭和 年	新 産 金 受 入		消 費 金 支 出		特別会計設置 に伴う移換金		計			
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額		
12	キログラム 17,452	千円 65,795	キログラム 987	千円 3,723	キログラム 105,924	千円 365,255	キログラム 124,363	千円 434,773		
13	49,484	189,259	22,314	85,901			71,798	275,160		
14	50,279	193,577	49,385	190,135			99,664	383,712		
15	47,451	182,688	18,627	71,710			66,078	254,398		
16	48,942	188,428	9,498	38,481			58,440	226,909		
計	213,608	819,747	100,811	389,950	105,924	365,255	420,343	1,574,952		
昭和 年	海 外 現 送		日 本 銀 行 へ		機 関 正 金 銀 行 へ (対外決済用)		工 業 工 芸 医 療 用 払 下 げ		計	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
12	キログラム 107,986	千円 415,413	キログラム	千円	キログラム	千円	キログラム	千円	キログラム	千円
13	82,259	324,675					659	2,491	107,986	415,413
14	95,859	417,734							82,918	327,166
15	47,912	226,163	18,311	83,537			1,046	4,010	95,859	417,734
16	10,098	47,185	33,576	158,442					66,223	309,700
計	344,114	1,431,170	51,887	241,979	20,237	97,095	1,705	6,501	64,957	306,732

(出所) 前掲「瀬州事変以後の財政金融史」365～366ページ。

されたが、この現送の結果、同会計の保有金残高は預り証書のみで99万円となり、同会計の保有金は実質ゼロという状態に陥った。その後5月11日に5220キログラムの金を積んだ阿蘇山丸が出航したが、この金は本行保有金で、同船に積み込み後、金資金特別会計に移管の手続がとられたものであった⁽¹⁸⁾。このように昭和13年における金現送は、まさに綱渡り的な操作によって維持されていたといえる。

もっともその後、前述のような産金奨励・金集中政策によって、金資金特別会計が受け入れる金の量もしだいに増加し、昭和14年中における同会計の金現送は前年を若干上回る規模で行われた。しかし翌15年から同会計の金現送は急減した。これは必ずしもわが国の外貨繰りが好転したことを意味するものではなかった。前述のように昭和15年に入って重要物資の輸入を急いだ結果、同年の第三国貿易赤字額は前年の約3倍に膨らんでいた（前掲表1-17）。金現送の減少は、むしろ新産金が減少傾向を示し始め、民間保有金の買入れも一服という状況になったため、金資金特別会計の保有金が底をついたことによるところが大きかった。昭和15年の同会計の金現送減少の反面、銀の現送はむしろ増加していること⁽¹⁹⁾、さらに後述のようにその後本行の正貨準備を対外決済用に用いざるをえなくなったことなどからも明らかのように、当時のわが国の外貨事情はまさに最悪の事態に陥っていたといわざるをえない。

昭和16年7月のアメリカ・イギリス等による本邦資産の凍結、さらにこれに続く太平洋戦争の開始によって、これらの国に対する金現送の必要はなくなったが、太平洋戦争期においても依然金決済の必要が少なからずあったことは注目される。

その第1はインドシナ銀行のための金地金のイヤマークである。前述のように昭和16年5月の日本・フランス両国政府の協定により、わが国とフランス領インドシナとの決済は横浜正金銀行・インドシナ銀行両行に開設される特別勘定によって行われることになったが、このうち両行勘定の差額およびゴム買付け代金の全額は金または金に交換しうる外貨で決済することになっていた。さらにその後わが国の進駐費（軍費）、昭和16年下期のフランス船舶の用船料（一部）も金決

済を要することになった。これらの決済用金については金資金特別会計から横浜正金銀行へ払い下げなければならなかったが、同会計の保有金のみでは賅いきれず、そのうち、かなりの部分が本行の準備正貨の一時流用に依存しなければならなかった（表4-9）。もっともこれらの金は実際にフランス領インドシナへ現送されたわけではなく、イヤマーク金地金として本行が保管していた。⁽²⁰⁾

表 4-9 フランス領インドシナ関係の金決済状況

昭和・年	純金量	金額	備考
16	キログラム 13,286	千円 64,402	うち日本銀行保有金 22,569千円
17	11,461	55,258	〃 10,547千円
18	8,310	39,887	
計	33,057	159,547	うち日本銀行保有金 33,116千円

(注) 上記はすべてイヤマーク。

(出所) 日本銀行保有資料。

第2はタイ国との間の金決済である。昭和16年7月のアメリカ・イギリス等による本邦資産の凍結によって、わが国はタイ国から食糧その他重要物資を大量に買い付ける必要が生じた。そこで横浜正金銀行はその支払いにあてるためのタイ国通貨獲得の必要から、昭和16年8月以降、タイ国銀行団、タイ国立銀行局(The Thai National Banking Bureau、中央銀行の前身)、タイ国大蔵省との間にクレジット協定(パート貨または金イヤマークにより決済)や金売却協定を締結した。また太平洋戦争開始後の軍費等についても半額金決済条件で横浜正金銀行がタイ国立銀行局から借入れを行った(その後昭和18年12月、日本・タイ両国間の軍事費取決めにあたり、わが国における金資金操作上の都合や中間関係者の省略を図る等のねらいから、昭和19年4月以降は本行が直接タイ国銀行(The Bank of Thailand)から借り入れることになった)。これらに対する金イヤマーク額は昭和20年8月の終戦まで総額2億2461万円に達した。このうち2962万円については金を現送したので、結局1億9499万円が終戦時にイヤマーク金地金として本行に保管された(表4-10)。また以上の決済に用いられた金は昭和16年中はすべて金資金特別会計の保有金の払出しによったが、昭和17年以降は後述のようにしばしば本行保有金が流用された。⁽²¹⁾

表 4-10 タイ国関係の金決済状況

昭和 年	イヤマーク		金 現 送		備 考
	純 金 量	金 額	純 金 量	金 額	
16	キログラム 11,606	千円 55,968	キログラム 4,311	千円 20,933	イヤマークのうち 日本銀行保有金 31,140千円 " 30,000千円 " 20,000千円 差引イヤマーク残 194,992千円
17	11,424	54,642	—	—	
18	6,042	29,000	—	—	
19	11,440	60,000	—	—	
20	4,325	25,000	1,672	8,686	
計	44,838	224,610	5,983	29,618	

(出所) 日本銀行保有資料。

以上のほか戦時期において金を現送し、またイヤマークした例としては、ドイツ、イタリア、スウェーデン、ペルー、アルゼンチン、ソビエト連邦、中国(汪兆銘政権)⁽²²⁾がある。このうちかなり規模が大きかったのは中国向けのもの(表4-11)、その多くは華中・華南地区の通貨工作に用いられたものであった。⁽²³⁾

表 4-11 中国関係の金決済状況

昭和・年	純 金 量	金 額	備 考
16	キログラム 713	千円 3,349	うち日本銀行保有金 55,502千円
17	930	4,791	
18	15,944	88,491	
19	21,276	118,231	
20	14,971	83,162	
計	53,834	298,020	

(注)1. 上記はすべて金現送。

2. 金額の計の誤差は原本のままとした。

(出所) 日本銀行保有資料。

このように太平洋戦争に入ってから金に対する需要は決して少なくなかった。もちろんそれは太平洋戦争開始前におけるアメリカ向け現送に比較すれば、格段に規模の小さいものであったが、他方、新産金や潰金の量も急減したから、金資金特別会計の保有金の繰回しにはなかなか余裕が生ぜず、むしろ現送やイヤマーク用の金を調達するため、しばしば本行の正貨準備をこれに当てざるをえなかった。このことは、太平洋戦争期においても金資金特別会計の内情がまさに火

の車であったことを意味している。

本行保有金の変動

前述のようにわが国は戦時期を通じ対外決済用の金確保に苦しみ、その対策の一つとして昭和13年には本行保有金のうち3億円を外国為替基金に振り替える措置がとられたが、昭和14年に入ると、再び本行の正貨準備を対外決済に活用しようという議論が出てきた。同年3月29日付で新木外国為替局長は総裁に対し、そうした本行の正貨準備を取り崩す案について意見具申を行っている。いまその基本的な考え方を述べた前半部分を紹介しよう。⁽²⁴⁾

本行の準備正貨五億円は本邦対外信用の最後の指標として世界より注目せられつつあるは勿論現に(一)外国よりの「クレジット」に依る輸入の如きも究極に於て之を「バック」として実現を見つつある次第にして直接利用はせられ居らざるも対外信用維持上絶大の機能を發揮しつつあるものなり、加ふるに(二)現在の国際情勢より考ふるに何時米国が中立法の発動をなし英仏亦之に準ずる行動に出づるやも知れざる情勢に在り万一是等の事実実現するに於ては現在本邦に於て享け居れる商業上の短期「クレジット」の便益消滅に因り相当余分の外貨資金を要することとなるべく若し更に、(三)英米仏等の本邦に対する経済圧迫が強化し来る場合其の情勢下に於て必要物資の可及的輸入を計るが為めには他方極力輸出の維持増進に努力するとするも尚ほ相当巨額の金を中立国又は友好国へ積出すの要あるものと察せらる、(四)他面現在既に存する対外債務支払（特に為替持決済）の為にも他に外貨決済力無きこととて是等の最後の支払手段としても本行正貨を留保する外なき実情なり、謂はば本行正貨は現在既に是等の見合となり居れるものにして現在の環境下に於ける最低限度の備金即ち国際関係緊急の際に備ふる最後の用意に外ならざるが故に之に手を付くるは我国の経済的運命をして重大なる危険に曝すものと察せらる

つまり新木外国為替局長は、本行正貨準備を対外決済のために取り崩すことに反対したのである。昭和13年中の金現送が、金資金特別会計分3億2000万円、外国為替基金分3億円、合計6億2000万円に達していたことを考えると、確かに5億円の正貨準備は決して大きな額ではなかった。新木外国為替局長がこれを最低の水準とみなしたのも当然のことであったといえよう。しかし反面、現実の事態

は一段と厳しいものとなっており、当時の横浜正金銀行の為替ポジションは、これまで多額に上る現送金の売却代わり金の払下げを受けてきたにもかかわらず、悪化の一途をたどっていた。すなわち昭和12年末、買持ち2億円であった横浜正金銀行の為替ポジションは、13年6月末には2億5000万円の売持ちに転じ、さらに同年末には3億2200万円の売持ちとなり、翌14年に入ってから売持ち残高は毎月3000万～4000万円増えるという状況であった⁽²⁵⁾。したがってこのような事態を放置できないことも明らかであった。

新木外国為替局長は前述の正貨準備に関する意見具申に続き、3月31日付で再び総裁に意見書を提出している⁽²⁶⁾。その要旨は当時の外貨事情から考えて昭和14年度の輸入計画を実行することは無理であり、毎月の輸入額の限度を1億5000万円としなければならない（当時、企画院は14年度の輸入力を20億円とする物動計画案を作ろうとしていたが、実際にはさらにこれが上積みされそうな情勢にあり、その後実際の計画は24億円弱⁽²⁷⁾となった）、そしてそれを実行するには生産力拡充計画を修正しなければならず、さらにその前提として戦局の收拾、外交方針の再検討といった国策の根本方針までさかのぼらなければ問題は解決できないというものであった。すでに外国為替基金設置の際、本行は昭和13年7月、大蔵大臣に対し日中戦争の処理、外交方針について適切な措置が必要であることを要望していたが、この昭和14年3月の新木外国為替局長の意見書もまた、それと同じ趣旨のものであった。

上記の昭和14年3月の新木外国為替局長の二つの意見書のうち前者の正貨準備に関するものは、ほとんど同じ趣旨の総裁意見書となって、4月27日付で大蔵大臣に提出された⁽²⁸⁾が、前年の外交方針についての要望と同様に結果的には無視された形となった。

昭和14年5月に入ったころの横浜正金銀行の見通しによれば、同行の外貨資金は6月から資金不足に陥り、8月末には不足額累計は1億6000万円に達するということであった。一方本行でも独自に横浜正金銀行の外貨資金繰り見直しを行ったが、それによれば、不足額は横浜正金銀行見通しよりもかなり縮小するものの、8月末で累計8000万円の不足という結論であった⁽²⁹⁾。こうした状況から、5月

2日に本行は大蔵省とその対策について協議した。当時横浜正金銀行の希望は、とりあえず6月末までに本行に6000万円程度の在外正貨を設定してほしいということであった。これに対し本行としては、前述の新木外国為替局長の意見書にもあるように、本行正貨準備を取り崩すのはできるだけ避けたいという考え方であったし、また当時の国際関係から考えても、海外資金の安全保持を維持できないような事態も予想されるとみていたから、同行の希望をそのまま受け入れることはできないという態度であった。⁽³⁰⁾

しかし上述のような同行の外貨資金事情をそのまま放置することもできないので、本行としても同行の要望をある程度認めざるをえなかった。こうして本行は5月5日、約1700万円の金現送を行い、在外正貨を設定する方針を決定した。このような事情に基づく金現送はその後も行われ、昭和15年末までに4回、合計純金量にして66トン、本行保有価額にして2億2857万円の現送が実施された(表4-12)。この売却代わり金(手取り額)7348万ドルは横浜正金銀行を通じて、一応アメリカにおける銀行預金・財務省証券に運用され、同行の外貨資金に不足が生じた場合に、これを同行に移管のうえ使用させることにした。その額は昭和15年9月10日の850万ドルを最初のケースとして、昭和16年1月31日まで累計4300万ドルに達した。⁽³¹⁾

表 4-12 昭和14年～15年中における日本銀行保有金の現送

現送時期	純金量	保有価額	手取り米貨
昭和	キログラム	千円	千ドル
14年5月～6月	4,914	16,945	5,476
14年12月～15年1月	42,430	146,312	47,136
15年9月～10月	13,395	46,188	14,776
15年10月～11月	5,547	19,128	6,095
計	66,286	228,573	73,483

(注) 手取り米貨とは現送金の売却代金から現送費用を差し引いたもの。

(出所) 日本銀行保有資料。

こうして本行は事実上、正貨準備を対外決済資金として流用したが、とりあえず本行勘定面で表面化しないように処理し、将来できれば金資金特別会計から金の払下げを受けて、それを補てんしたいと考えていた。もっとも、そのような事

第2章 戦時統制下の日本銀行

態を迎えることができるかどうかは不確かであったから、昭和15年4月22日付で外国為替局長が役員に回覧した文書では、この点に関し「若し右補充の急速実現困難なりとすれば、将来発行制度改正の場合最高発行限度の如き制度採用に付考慮すべきことを示唆するものと考へらる」と結論している⁽³²⁾。後に昭和17年に「日本銀行法」が制定された際、そこで採用された発券制度が最高発行額制限制度であったことを考えると、この意見は見逃しえないところであろう。

この対外決済用として現送した金については、その後昭和17年4月末までに金資金特別会計からの金地金の受入れにより補てんされ、本行の「地金」勘定は表面的には昭和14年6月の水準に復すことができた。表面的にというのは、この期間中に「地金」勘定の中に横浜正金銀行の金預金預り証が含まれるようになっていたからであり、実質的に14年6月の水準に復帰したものではなかった。前述のように昭和16年11月以降、横浜正金銀行は対インドシナ銀行債務を金のイヤマークという形で決済する必要が生じたが、当時金資金特別会計はそれに応ずるための十分な金を保有していなかったため、本行の正貨準備を一時流用せざるをえなくなった。しかし他面、本行の正貨準備減少を外部へ知られたくないという配慮があったので、本行は10月7日、その保有金を横浜正金銀行に金預金として提供し、後日金資金特別会計に余裕ができしだい、同行が金の払下げを受けて本行に返済することにさせ、この間本行は同行の金預金預り証を金地金とみなして整理することにした。本行の同行への金預金は12月12日、翌17年4月27日、5月23日の3回にわたり、合計時価3312万円（本行簿価2360万円）が実行されたが、他方金資金特別会計から横浜正金銀行への金払下げも逐次行われ、これらの金預金は17年7月2日および8月25日をもって返済された⁽³³⁾。

この件に引き続き昭和17年4月1日には、横浜正金銀行がタイ国立銀行局に対して支払うべき金を同じ方式で本行から同行に供給し、その返済は10月6日および同月23日の2回に分けて行われた⁽³⁴⁾。さらに翌18年10月6日、綿糸布買上げ資金として横浜正金銀行が中央儲備銀行（南京）に支払うべき金10トン（5550万円）についても同様な措置をとった⁽³⁵⁾。

このようにわが国は基調的には常時金不足にあったが、昭和17年末から一時例

外的に金資金特別会計の保有金に若干の余裕が生じ、同会計は新産金および民間保有金の買上げのための円資金調達が必要になった。そこで大蔵省は本行に対し同会計保有金を売戻条件付で買い入れるよう要望してきたので、本行はこれに応じ、昭和17年12月31日の買入れを第1回分として翌18年央まで合計7回、金額にして8383万円を実行した。これらの金は昭和18年5月のフランス領インドシナへの支払い、同年7月のタイ国、中国（汪兆銘政権）への支払い等にあてられるため、年末までに全額、売戻しが実行された。⁽³⁶⁾

さらに昭和18年末になって、日本・タイ両国政府の取決めにより、後述の本行「特別円」を対価としてタイ国銀行に対し約3000万円相当額の金地金約6.2トン売却のうえ、これを本行にイヤマークすることが必要になった。しかしこの場合も金資金特別会計の保有金に余裕がなかったので、全額本行保有金をこれにあてることにしたが、前述の横浜正金銀行への金預金のケースと同様、本行の「地金」勘定は動かさない方法がとられた。この場合は本行が金資金特別会計に対し、同会計から本行への売戻条件付で金を売却し、その売戻予約書を現物とみなすことにした。⁽³⁷⁾ この方法は昭和20年3月のタイ国銀行のための金イヤマーク、および同19年9月・12月の中国向け現送のための金資金特別会計への売却に際してもとられ、その合計は純金量で34.7トン、金額にして1億6600万円に達した。⁽³⁸⁾

以上の経過から明らかなように太平洋戦争に入ってから、本行の正貨準備はしばしば対外決済のために流用された。それにもかかわらず本行の準備正貨の表面計数が、昭和13年7月以降ごく短期の例外的な時期を除けば5.0億円で固定していたのは、これまで見てきたような計理操作のためであったが、終戦時における準備正貨は実質3.5億円をきっていた。⁽³⁹⁾

- (1) 日本銀行保有資料。
- (2) 前掲『昭和財政史』第13巻、256～257ページおよび昭和14年11月11日公布施行大蔵省令第48号「増産金買上規則」。
- (3) 上掲『昭和財政史』第13巻、256～258ページ。
- (4) 「第七十九回帝国議会議事速記録」（前掲『日本金融史資料』昭和編第33巻、昭和47年、所収）592～593ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (5) 商工行政史刊行会『商工行政史』下巻、同会、昭和30年、457～458ページ。

第2章 戦時統制下の日本銀行

- (6) 昭和13年5月4日付『東京日日新聞』。
- (7) 日本銀行保有資料。なお本行は終戦直後（昭和20年8月17日）、この買入金製品を売り戻すことを決定し、同月20日以降9月末まで約15万個（約1.8トン）の売戻しを行った。ところが9月30日夕刻、本行に進駐した連合軍によって金製品保管金庫が接収されるとともに、その売戻しも中止させられた。結局この売戻しが再開されたのは昭和35年11月からであった。
- (8) 同上。
- (9) 同上。
- (10) 同上。
- (11) 同上。
- (12) 前掲「満州事変以後の財政金融史」125ページ。
- (13) 日本銀行保有資料。
- (14) 日本銀行保有資料『ロンドン向金現送関係』昭和12年。
- (15) 日本銀行保有資料『金資金特別会計金現送関係書類』昭和12年。なお、買上金地金預り証書とは造幣局が金の輸納入から精製のために金地金等を預かった場合に、輸納入人に対して発行するもので、輸納入はそれを本行窓口に提示すれば、その金地金等の買上代金を受け取ることができた。
- (16) 上掲『金資金特別会計金現送関係書類』昭和13年。
- (17) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (18) 前掲『金資金特別会計金現送関係書類』昭和13年。
- (19) 前掲「毎半季為替及金融報告」277ページ。
- (20) 日本銀行保有資料。
- (21) 同上。
- (22) 高石末吉『覚書終戦財政始末』第5巻、昭和35年、121～123ページ、306～324ページ。
- (23) 同上、193～202ページ。
- (24) 日本銀行外国為替局長『本行ノ準備正貨ニ付テ』昭和14年3月29日（「臨雲文庫」より山形県立図書館へ寄託中のもの）。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (25) 前掲『横浜正金銀行全史』第4巻、541ページ。
- (26) 昭和14年3月31日付新木栄吉から総裁あて本邦為替政策に関する上申書（「臨雲文庫」より山形県立図書館へ寄託中のもの）。
- (27) 石川準吉『国家総動員史』資料編第一、国家総動員史刊行会、昭和50年、294ページ。
- (28) 日本銀行保有資料。
- (29) 同上。
- (30) 同上。
- (31) 同上。

- (32) 同上。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (33) 日本銀行保有資料。
- (34) 同上。
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 同上。
- (38) 同上。
- (39) 日本銀行保有資料。

(4) 日本銀行の対外取引

昭和16年（1941年）7月のアメリカ・イギリス等による本邦資産凍結により、わが国は英ポンド、米ドルを中核とする国際金融界から締め出された形となり、その後における対外取引は中国大陸を中心とする、わが国の支配圏との金融関係を維持するにとどまった。本行の国際金融取引も当然その枠内に限定されたが、これらの取引の内容は円ブロックを形成・維持しようとする円系通貨工作⁽¹⁾の一環として行われたものが多かった。これらの取引は、とくに戦局が悪化してきてからは、圏内各地域でなんとか経済的混乱を避けようとして、びほう策を繰り返したにすぎない面が濃くなったが、戦争という異常な事態のもとで、それはある程度やむをえないことであったともいえよう。

満洲中央銀行との関係

イ、東京支店との取引

満洲中央銀行は昭和12年10月1日、東京弁事処を東京支店に昇格させたが、本行はこれと同時に同店と当座勘定貸越取引（極度額 300 万円）および国債を保証とする手形割引取引を開始した。同行東京支店の主な業務は日満間為替の取扱いであったから、同行が中央銀行であるとはいえ、本行にとって同店との取引は、いわば一般の在日外国銀行ないしは本邦銀行との取引と同じ性格を持つものであったということもできる。したがって、この取引は国内市中金融機関の場合と全

く同じ手続によって行われており、満洲中央銀行に関する信用調査も行われていた。この契約に基づく一般貸出は昭和12年中には全く発生しなかったが、翌13年7月以降はしばしば実行された⁽²⁾。なお戦後、20年9月30日付の連合国最高司令部の覚書により、満洲中央銀行は10月26日閉鎖機関に指定されたが、同行閉鎖日（同年9月30日）現在における本行の同行に対する一般貸出残高は5億9600万円であった⁽³⁾。

ロ、満洲重工業開発株式会社資材購入代金特別融通⁽⁴⁾

昭和12年7月の日中戦争勃発により、いわゆる「日満経済一体化」の方針が樹立されると、この方針に基づいて同年12月、満洲重工業開発株式会社が設立された⁽⁵⁾。同社は翌13年3月1日事業開始の予定となっていたが、同社にその事業計画を遂行させるためには、同年中における日本からの輸入資材の決済代金として約1億円の円資金を同社に供給する必要がある。そこで日本政府、「満洲国」政府、満洲中央銀行総裁は種々折衝の結果、本行に対し援助を依頼することになった。

昭和13年1月28日、この件に関し満洲中央銀行総裁田中鉄三郎と本行副総裁津島寿一ほか役員数名の間で予備会談が行われた。その結果2月2日に次のような条件で満洲中央銀行に対し融資(特別融通)に応じることを決定し、返済は「満洲国」政府がわが国で発行を予定していた円貨公債の代わり金で行うことにした。

融通限度	1億円
融通期限	昭和13年12月31日
担保	「満洲国」国幣公債
利率	別途定める
融通形式	満洲中央銀行東京支店裏書手形割引

ところが昭和13年中は事業計画が予定通り実行されず、資材輸入も繰り延べられたので、この特別融通を実行することはなかった。しかしその後事業計画が具体化し、しかも当初予定していた円貨公債の発行も実現しなかったため、上記約定の融通期限は同行の要請により1か年延長された。昭和14年下期になると、国際収支面で「満洲国」のわが国に対する支払超過が漸増し、満洲中央銀行東京支店の円資金もしばしば不足したが、これに対し同行はわが国でのコール取入れと

本行からの通常の借入れによって資金を調達したので、14年中も特別融通は行われず、約定の期限は昭和15年末まで再延長された。

しかし昭和14年9月の欧州戦争勃発後、資金・資材面における「満洲国」の対日依存度はますます高まり、同国の対日収支尻は上述のようにいっそう逆調を呈することになったため、本行は15年4月にとりあえず5000万円を限度とし、利率日歩1銭1厘(「国債以外のものを抵当とする貸付利子」と同率)で特別融通の実行を認めることになり、同月30日、2000万円の貸付を初めて行った。その後も特別融通実行額は増加を続けたため同年6月、前記融資実行限度を8600万円へ、翌7月には限度一杯の1億円にまで拡張したが、円資金不足解消の見込みが立たなかったため、下記「日満為替決済資金補てんのための短期特別融通」をさらに実施することになった。なお、1億円の限度一杯まで実行された満洲重工業関係の特別融通は昭和16年11月に至り完済されたが、特別融通供与期限は引き続き延長された。円資金不足の懸念が解消して、この特別融通措置が終局的に打ち切られたのは、昭和18年末であった。

ハ、日満為替決済資金補てんのための短期特別融通⁽⁶⁾

上述のように本行は満洲重工業開発株式会社資材購入代金特別融通として、満洲中央銀行に対し1億円までの融資枠を認めたものの、当時同行の円資金不足はその後かなりの額に達するものと見込まれ、他方同行に対する本行の一般貸出については担保面からの制約があった。そこで同行は本行に対し、為替決済資金補てんのため1億円を限度とする短期特別融通を依頼してきた。これに対し本行では、同行の円資金繰りは各種円資金調整策の効果、「満洲国」円貨公債の発行などによっていずれ好転し、本行の特別融通も回収できるものと考え、昭和15年7月に満洲重工業開発株式会社関係特別融通と全く同一の条件でこの申し出に応じるようになった(融通期限昭和16年6月末)。

ただ当時、本行はこのような満洲中央銀行に対する特別融通が急速に膨張することについてかなり懸念を持っていたようであり、例えば本件に関する大蔵大臣あて本行総裁上申書(昭和15年7月19日付)の中で、これらの特別融通を完済させるためには「満洲国」政府が以下のような施策について努力することが重要で

あるとし、わが国の政府に対しても「此の点特に御配慮相仰度」と述べている。

- 一、産業開発関係諸会社等に対する現行資金貸付方法を検討して適切合理的なる方途を攻究すると共に是等諸会社の経理を堅実にし本邦起債市場に於ける信用向上に努むべきこと
- 二、大豆其他輸出物資の増産及出廻促進計画を樹立し之が輸出の増進に努力すべきこと
- 三、其他適正なる資金調整に依り対日為替尻を同国の円資金受払予定計画の範囲内に止むる様努力すべきこと

この特別融通は、昭和15年秋と16年春に一部利用され、その後融通期限について期限満了の昭和16年6月にいったん2か月の延長を認めたが、さらに同年8月、緊迫した時局に対処するため、同行の要請により期限の10か月再延長と融通限度の5000万円増額を認めた。本行はこのような措置をとったものの、こうした異常な融資をできるだけ回避したいと考えていたことは、本件に関する満洲中央銀行からの申し出に対する本行総裁の回答書（昭和16年8月29日付）の中で、次のように述べていることから十分に推察される。

本融通は本来短期の特別融通たるべきものなるに鑑み、融通限度拡張分に付ては今後貴行の円資金受取増加額を以て本年末迄に之を決済せらるることとし、尚ほ現行一億円の短期特別融通に付ても時期を見て整理具体案を確立し、以て明年六月末を以て打切らるることに万違算なき様特に御配慮相成度

以上のように本行は満洲中央銀行に対する特別融通の急増を懸念していたが、現実にはその後、本行代理店預金および特産物買付資金の受入れ等によって同行の円資金繰りは著しく改善され、16年末には一時、本行貸出が全額回収されるという状況になったので、この短期特別融通は増額分5000万円については16年末をもって、また当初の1億円については翌17年6月末をもって打ち切られた。

ニ、別口手形貸付⁽⁷⁾

満州地方における臨時軍事費の支払は、当初から満洲中央銀行券によって行われ、その資金手当は、わが国からの国庫送金によって処理されていたが、昭和19年2月、政府は昭和19年度以降、新たに政府借上げ方式を実施することを決定し

た。これは昭和19年度予算において満州を含む外地における臨時軍事費等の支出約70億円を現地調達⁽⁸⁾することによって国債発行額を縮減させようとするもので、満州においては横浜正金銀行に満洲中央銀行から所要の「満洲国」国幣資金を借り入れさせ、さらにこれをわが国政府が借り上げ(利率はいずれも日歩9厘)、本行新京代理店(満洲中央銀行本店)に預入するという方式であった。それまで満洲中央銀行が受け入れた円資金の過半はわが国政府の国庫金であったから、この方式を採用すれば、同行の円資金繰りを再び悪化させる危険が十分に予想された。そこでこの方式の実施に当たっては、同行の円資金が不足する場合には本行が所要資金を融通することが付帯条件になっていた。

この情報が本行新京駐在参事から寄せられると、本行でも早速これについて検討が行われたが、その結果、上記の方式が実施された場合の影響は甚大で、本行の対満洲中央銀行貸出は常態化しかつ累積していくことが懸念された。他方政府のこうした方針に基づき横浜正金銀行は同年4月1日付をもって満洲中央銀行との間に国庫金支払資金の現地調達に関する契約を締結した。その後同年5月初旬にいたり、大蔵省銀行保険局長から、本件に関する本行の意向打診があった。

本行では上記のような懸念を抱きながらも、満洲中央銀行の円資金不足がわが国の国策に基づくものであることから、同行に対する融資についてはこれを了承することにしたが、その際大蔵省に対し申し入れるべき融資の条件等を内定し、大蔵当局と内折衝を開始した。この申入れ案は大蔵当局の意向によってかなり修正されたが、本行の当初申入れ案の主要点および修正後の申入れ内容の要旨は次のとおりである。

当初の申入れ案

- 政府の「満洲国」における軍事費現地調達額は、年度間5億円程度とし、その時期は満洲中央銀行の円資金繰りをにらみ合わせて実施すること。
- 本行の満洲中央銀行に対する融

修正後の申入れ内容

- 現地調達に伴う本行の対満洲中央銀行融資の累増と固定化に対処し、適当な時期に横浜正金銀行の政府に対する貸上金証書の資金化を行うこと。
- 政府貸上金証書を担保として徴

資方法としては、横浜正金銀行の政府貸上金証書を担保として徴求すること。

- 貸付利子歩合は日歩9厘以上とすること。
- 融資は一般手形貸付の方法による。したがって利息は両入れ、割引の方法で徴求すること。

求できないときは、満洲中央銀行に対し横浜正金銀行が振り出した融通手形を担保として徴求すること。

- 貸付利子歩合は日歩9厘とすること。
- 融資は手形貸付の方法によるが、利息は本件に限りとくに片落ち、後払いの方法で徴求すること。

以上のような経緯を経て本行は昭和19年9月13日に満洲中央銀行との契約書に調印し、「満洲国」側が必要とする円資金を次の条件により同行東京支店に供給することになった（この貸付は一般の手形貸付と区別するため「別口」の表示をもって整理された）。

融通限度	設けない
手形期間	3か月（書替継続可能）
担保	横浜正金銀行振出融通手形
利息	日歩9厘、片落ち、後払い

横浜正金銀行の「満洲国」国幣による政府貸上げは昭和19年9月15日から開始され、翌20年8月9日までの間に総額34億円に上り、他方本行の別口手形貸付残高は満洲中央銀行の閉鎖日（同年9月30日）現在で26億円の巨額に達した。

蒙疆銀行との関係

イ、特別融通

蒙疆地域は元来輸出物資に恵まれていたため、蒙疆銀行の為替資金は潤沢であった。ところが昭和14年に入ると天候異変により輸出農産品が減少しただけでなく、災害復旧、経済開発のための資材輸入が急増し、同行の対外決済資金の不足は邦貨1500万円相当額に上る見込みとなった。これに対処し、同行は同年11月に

為替資金を補充するため本行に対し、日本政府発行の支那事変国庫債券 500 万円を担保として 465 万円の特別融通を受けたいと願い出てきた。

当時、同行は本行との取引契約がなかったが、本行としては昭和14年4月に上記支那事変国庫債券を同行に売却する際、資金繰り上必要な場合には買い戻すという内諾を与えていたこと、また日本・満州・蒙古・中国の連携という趣旨にもそうものであることなどから考えて、この申し出に応じることになり、同年12月11日までに上記金額の貸付を実行した（利率日歩9厘）。

この貸出の期限は翌15年6月であったが、蒙疆銀行の対日為替資金は、その後も産業開発計画の進捗に伴う資材輸入等によって依然不足の状態が続き、本行に対する特別融通返済の余力がなかったので、本行はその後4回にわたり期限の延長を認めた。しかし後述のように昭和17年1月、本行は同行に対して国債を保証とする手形割引取引を開始したので、この特別融通は漸次この取引による正規融通に肩代わりされ、同年3月2日をもって完済された。⁽⁹⁾

さらに昭和18年に入って蒙疆銀行は本行との資金的連携をいっそう強固にするとともに、蒙疆通貨の安定に資するとの理由から、1億円の信用枠設定を要請してきた。これに対し本行では、同行とはすでに手形貸付取引（昭和17年5月の本行改組に際し、従来の保証品付手形割引取引はすべて手形貸付取引に改められたのに伴い、同年1月開始の同行に対する国債を保証とする手形割引取引も手形貸付取引に変更された）があり、また同行に対する日本興業銀行ほか2行からの信用供与や中国聯合準備銀行からの借款もあったので、同行の円資金調達については当面懸念はないと判断したが、この信用枠設定が本行と蒙疆銀行との資金関係を密接にするとともに、同行の信用を高める効果があることを考慮して、大局的見地からこの申し出に応じることにした。ただその金額に関しては、本行の信用供与態度について慎重を期する見地もあり、差し当たり5000万円以内とすることにし、昭和18年4月にその旨を蒙疆銀行総裁に伝達した。

これに対し翌5月、蒙古政府より本行に対し信用設定額を1億円とするよう重ねて懇請があり、わが国の政府もおおむねこれに賛成する態度であった。本行は前記のような理由から信用枠はあくまで5000万円にとどめる方針を変えなかった

が、これと同時に後述の手形貸付取引の据置担保国債を500万円から5000万円に増額し、両者合計で蒙疆銀行が本行から1億円の資金融通を受けられるように配慮することにした。他方蒙疆銀行もこの方針を了承したので、同年5月8日、本行は同行との間に期間5年、利率年3.5%の条件で5000万円の信用供与に関する契約に調印した。しかしこの信用枠は結局使用されなかった。⁽¹⁰⁾

ロ、手形割引取引⁽¹¹⁾

蒙疆地区の輸出の中心は農産物であった関係から、当時同地区の国際収支は下半期出超、上半期入超という季節変動がみられ、上半期には多額の為替決済資金を必要とする状況にあったが、それに加え同地区は当時資源開発の途上にあつたので、上期の為替決済資金の調達は同地区にとっていっそう重要な問題の一つになっていた。このような情勢のもと、蒙疆銀行は本行からの資金援助を前述の特別融通のような一時的なものではなく、恒久的なものにしたいという理由で、昭和16年12月に手形割引取引の開始を要請してきた。本行はこの申し出に応じ、翌17年1月10日から同行と本邦国債を保証とする手形割引取引を開始した。さらに昭和18年には前述のように、貸付限度も大幅に拡大されたが、昭和20年8月の終戦時には本行の貸出残高はなかった。

中国聯合準備銀行、中央儲備銀行との関係

イ、中国聯合準備銀行に対する借款⁽¹²⁾

昭和13年2月北京で中国聯合準備銀行が発足した。当時、同行に対し、本行からの資金援助も考えられたが、①同行の将来の見通しが必ずしも明確でないこと、②華北における国際関係は複雑で、わが国の対外政策も微妙な状況にあったこと、③本行が外国金融機関に資金関係を設定することは法制上問題があることなどから結局見送ることになり、これに代えて同年3月、日本興業銀行・朝鮮銀行・横浜正金銀行等の有力15行がシンジケート団を結成して同行に1億円の信用枠を設定し、本行はこれに対し必要があれば援助することにした。

その後昭和16年、南京に中央儲備銀行が設立されると両行の関係は微妙なものになり、とくに昭和18年に入り、華中・華南地区において中央儲備銀行発行のい

わゆる儲備券による通貨統一工作が進展するにつれて、華北における中国聯合準備銀行および聯銀券の独立性ならびに価値基準等について種々の流説が生じ、人心不安を醸成していた。他方、本行の立場としても「日本銀行法」の施行によって外国金融機関に対する信用供与についての法制上の制約もなくなっていたので、同年2月中国聯合準備銀行の地位を一段と強化する見地から、同行に対し借款を供与する方針を定め、前述の本邦シンジケート団との借款契約は解消することにして、3月10日、次のような条件の借款供与契約の調印を行った。

借款金額	日本通貨2億円
期 間	5 か年
利 率	年 3.5 % (公表せず)
担 保	日本国債 (公表せず)

昭和19年後半に入ると中国のインフレーションは一段と激化し、そうした情勢の中で、汪兆銘政権による華北通貨統一、聯銀券と円との等価関係の切り離し等について、とかくの浮説が流布され、人心は動揺した。ちょうどそのころ9月初旬に来日した中国聯合準備銀行総裁汪時璟は、わが国の政府に対し聯銀券の健全な発展に資するとともに、聯銀券政策に対する日本政府の態度が不変であることを示す意味からも、本行からの信用供与枠をさらに2億円追加するようあっせんして欲しいと要請した。このような事情から、同年9月13日、本行は中国聯合準備銀行との間に2億円の追加借款供与に関する契約に調印した。

以上のように、本行は中国聯合準備銀行に対し合計4億円の信用枠を供与したが、実際にはこの枠は一度も利用されたことはなかった。

ロ、中央儲備銀行に対する借款⁽¹³⁾

昭和16年1月汪兆銘政権の下に中央儲備銀行が発足し儲備券が発行されるようになった。当時、国民政府（蔣介石政権）の法幣は民族的通貨として根強い流通基盤を持っており、儲備券の流通圏を拡大することはなかなか困難な実情にあったが、昭和16年12月の太平洋戦争勃発を契機に汪兆銘政権は法幣排除の方針を固め、翌17年6月8日から法幣の全面的交換回収を実施し、さらに同月25日からその使用を禁止した。その結果儲備券発行高は急増した（昭和17年末で36億元と法

第2章 戦時統制下の日本銀行

幣回収前の3倍以上)が、「中央儲備銀行法」の規程によれば発行準備の4割以上を現金準備(銀貨および地金銀、外国通貨および外国通貨による預け金ならびに貸付金)で占めねばならなかったのに、儲備券発行高の急増に伴い現金準備充実の必要が生じてきた。

そこで中央儲備銀行はわが国に対し金融上の支援をうけたいと希望し、わが国の政府筋もそうした方向に賛意を表していた。当初大蔵省は、中国聯合準備銀行や蒙疆銀行に対する援助の例に準じ市中銀行団に信用を供与させる方針を内定していたが、その後この方針が変更され、本行が直接同行に借款を供与することになった。当時の本行内部資料によると、①将来大東亜総合決済制度を確立するためにも本行と中央儲備銀行との資金関係を密にしておく必要があること、②「日本銀行法」の制定によって本行の外国金融機関に対する信用供与について法制上の問題がなくなったこと、③中央儲備銀行の体面から考えても、借款は中央銀行間取引とするのが妥当であることなどの理由をあげて、本行もこの件につき比較的積極的な姿勢を示していたようにうかがわれる。こうして昭和17年7月、本行は次のような条件で中央儲備銀行に借款を供与する契約を締結した。

借款金額	日本通貨1億円(日本銀行はこの金額を日本銀行における中央儲備銀行の預金勘定に振り込むものとする)
期 間	5 年
利 率	年 3.5 %

ただしこの借款契約には本行・中央儲備銀行両者の了解事項(公表せず)が付されており、中央儲備銀行は実際にはこの資金を本行から引き出さないこと(したがってこの資金は同行にとっては名目上の発行準備となるのみ)、その場合上記利息は免除されることになっていた。

しかし当時華中・華南地区におけるインフレーションは激化の一途をたどっていた。昭和17年末に36億元であった儲備券発行高は、昭和18年4月以降軍票の新規発行が停止されたという事情も加わって激増し、18年末には192億元に達した。しかも儲備券発行の7割~8割は日本側による資金放出に基づくものであったから、わが国としても儲備券の価値を維持するためになんらかの措置をとらざ

るをえない状況にあった。こうして昭和19年3月、日本政府は聯銀券・儲備券・蒙銀券に対する為替換算率を堅持する声明を発表したが、さらにこの声明を裏打ちする具体策として本行から中央儲備銀行に借款を供与し、儲備券に対する信認の補強を図ろうとする案が出てきた。この案につき、当時の深刻な状況の下で実質的效果を期待するためには、前回のような借款形式は適当ではなく、金借款によって中国に対する実質的支援を内外に誇示すべきであるという意見もあったが、結局昭和19年8月本行は金額を4億円とし、ほぼ前回と同様な条件で中央儲備銀行に信用枠を設定する契約に調印した。この契約には前回のようなその実質的利用を制限する了解事項は付されていないが、実際にはこの契約に基づく貸付は一度も実行されなかった。

タイ国政府および中央銀行との関係

昭和16年8月、つまりアメリカ・イギリス等が本邦資産の凍結を行った直後、わが国はタイ国から、同国に対する決済にあてる資金として、1000万バートのクレジットの供与（タイ国銀行団から横浜正金銀行へ）を受けた。また太平洋戦争開戦直後の同年12月21日には、わが国は同国との同盟条約を締結した。さらにその前日（20日）日本軍の軍費調達のため、横浜正金銀行はタイ国立銀行局から金決済条件で総額8000万円のクレジットを受ける協定を結んだ。次いで昭和17年に入り、4月21日に両国の為替レートにつき、日本円とバート（Baht）を等価とし、日本・タイ両国間の為替取引はすべて円建てとする旨の「日泰間特別円決済制度ニ関スル両国政府間協定覚書」が仮調印され、次いで5月2日、正式の調印が行われた。その概要は次のようなものであった。⁽¹⁴⁾

- イ、日本およびタイ国間の一切の支払いは特別円により決済するものとする。
- ロ、すでに特別円による決済方式が適用されている諸国（または諸地域）とタイ国との間の支払いについても特別円によって決済するものとする（ただしこれら諸国・諸地域の同意がある場合に限る）。
- ハ、前項以外の諸国（または諸地域）においても特別円による決済を希望し、日本・タイ国両政府がそれを適当と認めた場合は、これに同意を与える。

ニ、タイ国大蔵省および日本銀行は特別円の運用に関し必要な取極めを行う。

ホ、特別円は必要に応じ純金1グラムにつき4円80銭の割合で金に振り替えることができる（ただしこの価格は公表しない）。

なおこの協定のうち特別円と金との振替えについては「現情勢下ニ於テハ右引換ノ必要ナキモノト諒解セラル」という両政府間の極秘「諒解事項」が付されていた。このような「諒解事項」が付されていたとはいえ、金との交換を明記したことは、タイ特別円の大きな特徴であった。これはもちろんタイ国側の要求によるものであり、わが国は独立国との交渉という事情もあって、これを拒否できなかったものであろう。この点について当時の本行調査物は「之は過去に於ける金の決済性の惰性を藉りて、心理的に特別円の決済性を効果的ならしむる効用はあるが、現実⁽¹⁵⁾に此の確約を果すとすると日本の負担となる訳であるから、将来日本の政治力に依つて之が条件を撤回したきものである」と述べており、いみじくもここにわが国の本音がうかがわれる。しかしこの条項は決して建前だけでは終わらなかった。特別円の債務残高からいえば一部の額にすぎなかったとはいえ、それを決済するためにわが国は乏しい金保有を割いて、タイ国に金を引き渡さざるをえなかったことはすでに述べたところである。

さて上記の日本・タイ両国間の協定に基づき、昭和17年6月18日に「特別円決済ニ関スル日本銀行及泰国大蔵省間協定」が調印された。これにより本行は7月4日、本店に「泰国国庫特別円勘定」を設置し、タイ国政府が為替集中制度によって売買する円為替の決済を、この勘定を通じて行った。また日本側銀行に対するパート貨の供給、あるいはそれからのパート貨の受入れもこの勘定によって行われ、さらにタイ国政府の円為替売却に際し、円資金が不足する場合には、本行が貸越⁽¹⁶⁾を認めることにしていた。

また、本行は同年6月18日付をもってタイ国政府に対し、2億円を限度とする円借款を供与する協定に調印した。当時タイ国の経済は順調に推移していたが、同国は前述のわが国との同盟条約に基づき、昭和17年1月25日、アメリカ・イギリス両国に対し宣戦を布告した結果、同国がロンドン・ニューヨークに保有していた政府紙幣発行準備資産2億パート相当額が凍結された。そのためパート貨に

対する信認が動揺する懸念があるということから、この借款供与が行われたもので、実際に協定を発動する場合には、本行が特別円勘定に資金を振り込むことになっていた。しかし実際にはこの協定は発動されることのないまま終戦とな⁽¹⁷⁾った。

なお以上の特別円勘定および借款供与の相手方がタイ国政府（大蔵省）となっていたのは、当時タイ国には中央銀行が設立されていなかったからである。しかし当時すでに中央銀行を設立することは決定されており、その後1942年（昭和17年）12月にタイ国銀行が設立された。そこで翌昭和18年3月19日、タイ国大蔵省・タイ国銀行・本行間の協定が締結され、特別円勘定および借款供与の相手方⁽¹⁸⁾はタイ国政府からタイ国銀行に変更された。

次にこの特別円が実際にどのように運営されたかをみてみよう。当初この勘定は日本・タイ両国における円為替の決済、ならびに両国の貿易取引に必要な円資金およびパート資金の供給について取り決めたものであったが、その後この勘定の運営については両国間の合意により取引範囲の拡張が行われた。この改正の中には日本政府からタイ国政府に対し金を売却した場合の代わり金の振込み、本邦内におけるタイ国公金の支払いをこの勘定によって行うことなども含まれたが、

表 4-13 タイ特別円勘定の取引金額

(単位：千円)

取引項目	借	貸	最終残高
為替集中	76,567	185,823	(貸) 109,256
パート貨の売買	34,200	82,100	(〃) 47,900
軍費調達	* 29,000	1,450,290	(〃) 1,421,289
金売却(金売却協定による分)	85,000		(借) 85,000
タイ国公金支払	26,090	230	(〃) 25,860
食糧証券への運用	697,361	700,000	(貸) 2,639
横浜正金銀行より移管		26,948	(〃) 26,948
利息収入		4,881	(〃) 4,881
計	948,218	2,450,271	(貸) 1,502,053

(注)1. *印は軍費協定による金売却。

2. 横浜正金銀行より移管とは、本勘定開設までの間、暫定的に横浜正金銀行に設けられた勘定の残高を移管したもの。

3. 利息収入は昭和20年6月末まで。

(出所) 日本銀行保有資料。

最も大きな変化は、この勘定によってわが国の軍事費調達が行われるようになったことであり、結局これが最大の残高を持つ取引となった（表4-13）。

タイ国における日本軍の軍費については、当初、横浜正金銀行がタイ国立銀行局から金決済条件で供与されるクレジットによって調達されていたが、この協定の期限は昭和17年6月末となっていた。そこで政府は以後特別円を対価としてタイ国から軍費（パート資金）の供給を受けるという方針でタイ国政府と交渉したが、タイ国政府はこの信用供与に金約款を付することを条件としたため、交渉は難航し、なかなか決着がつかないまま、前記横浜正金銀行との協定は期限切れを迎えた。そのため同行は同年9月23日、タイ国立銀行局と暫定的に700万パートを限度とする第2次信用供与協定を締結したが、11月24日に至りようやく日・タイ新軍事費協定が成立した。これによれば、タイ国政府はわが国に対し同年7月～12月分の軍費として4050万円（うち400万円は「泰緬間鉄道」建設費）に相当するパート資金を特別円を対価として提供し、わが国はこのうち2000万円については金売却に應ずること⁽¹⁹⁾にした。この軍費支出のためのパート資金調達については、昭和18年以降もしばしば交渉が持たれたが両国政府の見解が対立し、交渉は難航した。結局わが国は終戦まで、14.5億円という膨大な軍費を特別円勘定を通じて調達したのである。こうして当初、貿易に伴う為替決済のために発足したタイ特別円勘定は、結果的にみれば軍費調達的手段となったといえることができる。

フィリピン政府への信用供与

昭和18年10月14日、日本軍の占領下でフィリピン共和国が独立を宣言した。また、同日フィリピン政府はわが国との間に「日比同盟条約」を締結するとともに、翌19年9月、アメリカおよびイギリスに対し宣戦を布告した。戦前におけるフィリピンの財政は、収入の3分の2をアメリカからの輸入税および輸入品に対する国内取引課税によって賄っていたから、戦時下のフィリピン財政は非常に困難に陥った。このような情勢の中でフィリピン政府は翌年度予算の編成に際し、わが国から借款供与を得たいという意向を示してきた。大蔵省がこの申し出について本行の内意を打診してきたのに対し、本行としてはこの借款は全く政治的借

款であって銀行券発行の見返りとなるような性質のものではないという理由から、むしろ消極的であったようであるが、反面政府が緊急な政治的理由からこの借款成立を希望していたので、やむなくこれに応じることにし、昭和19年10月11日に日本・フィリピン両国間の経済関係を増進するということを理由としてフィリピン政府に対する信用供与契約に調印した。⁽²⁰⁾ 信用供与条件の主な点は次のとおりである。

融通限度	日本円2億円
期 限	5か年
利 率	年3.5%
担 保	必要に応じ徴求することができる

前述のように本行の対外信用供与は、昭和17年の「日本銀行法」制定以来かなり積極化していたとはいえ、このフィリピン政府に対する信用供与については、本行の態度もかなり慎重であった。この点は契約締結の手續にも表われていた。まず、これまでの対外信用供与取引の根拠とされた条文は「日本銀行法」第24条、つまり国際金融取引に関する規定であったが、このフィリピン政府に対する信用供与は同法第27条、すなわち他業制限規定の但し書によった。またこの融資を実行する場合には「銀行等資金運用令」による命令融資の方式をとり、損失が生じた場合には政府から補償をうけることにした。さらに他の対外信用供与の例では、契約調印と同時にその内容について内閣情報局からの発表があり、またそれに関する本行総裁、大蔵大臣、大東亜大臣の談話が発表される例が多かったが、このフィリピン政府への信用供与については内閣情報局発表のみにとどめられた。⁽²¹⁾

以上のように本行がこの信用供与に慎重であった理由の第1は、この信用供与の性格にあったように思われる。当時はまだフィリピン中央銀行が設立されていなかったもので、本行信用をフィリピンに供与するとすれば、それが対フィリピン政府信用の形をとるのはやむをえなかったとしても、この信用供与の目的が、前述のタイ国政府に対する信用供与と異なり、通貨に対する信認確保を直接の目的としたものではなかったから、この点が本行にとって一つの問題点であった。第

2には当時南方の戦局はわが国にとってもはや決定的に不利な情勢であったので、本行はこの信用供与について債権確保が可能かという点に強い疑念を抱かざるをえない状況にあった。このような懸念にもかかわらず、当時はすでにオーソドックスな中央銀行信用のあり方をうんぬんする情勢ではなくなっていたから、本行としてはやむなく、前述のように他の対外信用供与の事例とは異なる手続をとることによって、この政治的借款に若干なりとも本行の立場を示すしか道がなかったとみることができよう。

このようにしてフィリピン政府は本行から融資を受けうることになったが、その後同政府は南方開発金庫⁽²²⁾から5000万ペソ（利率年2%、無担保）の融資を受け、本行との信用供与契約については差し当たりこれを発動しない方針のようであった。ところがこの契約は予想外のところから発動される結果になった。すなわち、昭和20年2月に入ると、アメリカ軍の反攻によってフィリピンが戦場化したため、駐日フィリピン大使館に対する本国政府からの送金が困難になった。このためフィリピン駐日大使の申し出と大蔵省からの指示により、同年2月23日、本行はこの信用供与契約に基づいて同年上半期分駐日大使館経費として38万円余の証書貸付を実行したのである。

さらに同年6月、フィリピン政府は同国大統領の来日経費⁽²³⁾にあてるため、この契約を発動して500万円の融資を受けたいと申し入れてきた。しかし本行はこの融資実行は契約の趣旨に照らして若干の疑問があるということから大蔵省の了解を得ておく必要があると判断し、これを大蔵大臣に上申した。その結果、本行は同省の指示によって、とりあえず200万円（大統領来日経費150万円、下半期分駐日大使館経費50万円）の融資を実行することにしたが、同年8月、フィリピン政府から残額300万円についても非常準備用として融資を実行してほしいという申し出があり、結局本行は大蔵省の指示により、この融資を実行した。こうして本行のフィリピン政府に対する融資残高は538万円⁽²⁴⁾に達した。

国際決済銀行との関係

既述のように、戦前における本行と国際決済銀行（以下B I Sという）との取

引関係はそれほど活発なものではなく、本行資金のB I S預入については、B I S発足後間もない昭和5年7月に英貨10万ポンドを預入（当初は定期預金、昭和6年10月末以降当座預金）したにすぎなかった。しかしその後戦時期に入った昭和14年になって、一時、B I S預金勘定を積極的に活用しようとしたことがあった。当時は欧州戦争勃発直前で、ヨーロッパ情勢は緊迫の度を増しつつあったので、本行は在英資金の保全策として、B I Sが有する不可侵権⁽²⁵⁾を利用しようとしたのである。そうした観点から本行はB I Sに通知預金口座を新設し、同年6月以降本行ロンドン代理店資金のうち、横浜正金銀行ロンドン支店へ預入の当座預金・通知預金9万2000ポンドの範囲内で上記B I S口座への預入・払出しを試みたが、そうした資金操作はその後、欧州戦争の勃発という情勢の急展開により、わずか3か月で実行不可能となった。このためこの通知預金は同年9月全額払出し⁽²⁶⁾のうえ、横浜正金銀行へ売却された。

さらに前述の英ポンド当座預金勘定についても、欧州戦争勃発後の同年12月、英ポンドの先行き不安、イギリスの為替管理の強化といった事態に対処するため、B I S米ドル預金勘定に振り替え（為替相場1ポンド=3ドル92セント $\frac{1}{2}$ で総額約43万ドル）、さらにその後日米関係の悪化に伴い、上記のうち40万ドルを翌15年8月、横浜正金銀行に売却した（円貨代わり金約171万円⁽²⁷⁾）。

このようにしてわが国が太平洋戦争に突入する直前におけるB I Sへの預金残高は、本行分・政府分を合わせて米ドル勘定で約6万6000ドル、英ポンド勘定で約1万2000ポンドにすぎなかった。このうち米ドル勘定は同行代理店であるニューヨーク連邦準備銀行に対する預け金とされていたが、戦時中B I Sの資産はアメリカ政府によって凍結され戦後解除されたものの、日本関係分については引き続き封鎖され、昭和25年7月に至ってまず本行預金が、翌8月に政府預金がそれぞれ接収された。他方英ポンド預金はイギリス市場で運用されていたが、イギリスは前述のB I Sの不可侵権を尊重してか、これを接収することなく推移し、戦後、昭和27年8月に同行からその残高確認⁽²⁸⁾を求めてきた。

ところで世界情勢の緊迫、とくに欧州戦争の勃発は、B I S自体を大きく変質させた。1929年以後の世界恐慌に際して、金融面における国際協調の場として重

要な役割を果たした同行も、その後世界恐慌が一段落を告げ、しかも各国が為替管理を導入するようになると、その活動分野は急速に縮小し、金の売買、各国中央銀行の通貨発行準備保管者としての業務のほかは、以前の業務活動の事務処理に限局されることになった。さらに1939年の欧州戦争勃発とともに、同行の業務は一段と縮小し、国際赤十字の財務代理のほかは自行資産の運用、調査活動等を行っていたにすぎない。しかもB I Sの各国中央銀行からの預金は著減し、パリ株式取引所に上場されていたB I S株式の相場も大幅に下落した⁽²⁹⁾。また欧州戦争勃発直後の1939年10月以降は理事会の開催が不能となり、また翌年にはドイツ軍の侵入懸念から避難のため、4か月ほど事務所をドイツ・フランス両国の国境に近いパーゼル (Basle) から、南のアルプス山中のシャトーデックス (Château d'Oex)⁽³⁰⁾に移転したこともあった。

しかし反面B I Sは戦時下にあつて、交戦国中央銀行間の情報伝達のための重要なパイプとなつていたし、同行内部には交戦国出身の職員が雑居していながら、相互にかなり寛容な態度で業務は整然と行われていたようである。当時為替課長として同行に勤務していた吉村侃が本行外国為替局長柳田誠二郎にあてた書面 (昭和15年8月22日付) は、そのころの同行内部の状況をよく伝えているように思われるので、以下その一部を引用しておこう。⁽³¹⁾

翻つて内部機構をみるに戦前と毫も変化なく毎朝の営業部会合も敵同士相集り最も公平なる裁決を採用し来れる事迂生の目撃し来れる処にて、殊に独人側は仮令 Reichsbank にとり不利なる場合も之を公平にみて已を得ざる時は会議の採決に甘じて服従、他の幹部との折合も至つて円満、御存じの Hechler 氏 [引用者注：ドイツ人、副総支配人] は折にふれて迂生には Funk [引用者注：ライヒスバンク総裁] の与え居れる指令を説明、独乙は飽迄B I Sを現状のまま維持したき意向にして、よし独乙が勝利を得るもB I Sに於ける英人の權益は極力尊重の上現在英人 staff の人材を活用する心組なり、法律顧問 Weiser の如きは半猶太人なれ共彼の過去十年の得難き経験知識はB I Sにとり捨て難し [中略] と洩し居り候

白耳義人支配人 Van Zeeland は政治的には百パーセント反独なるもB I Sの前途に關しては最も樂觀的の見解を有し独人全盛時代来るも協力を惜まずと稱し居り候

(1) 「円系通貨」というのは、日本銀行券を中心とし、この系譜に連なる朝鮮銀行券、台湾

4. 金・為替の統制と国際金融政策

銀行券、満洲中央銀行券、蒙疆銀行券、中国聯合準備銀行券、中央儲備銀行券、南方開発金庫券、その他日本軍作戦地区における軍票等の総称で、これによってわが国は円ブロックを形成・維持しようという政策をとっていた。

- (2) 日本銀行保有資料。
- (3) 日本銀行保有資料。
- (4) 日本銀行保有資料。
- (5) 満洲重工業開発株式会社は昭和12年、当時の新興財閥であった日産コンツェルンの中核体である日本産業株式会社が、「満洲国」に移り、同国特殊法人として設立されたもの。総裁は鮎川義介、資本金4億5000万円は「満洲国」政府と日産の折半出資であった。
- (6) 日本銀行保有資料。引用にあたっては原文の片仮名を平仮名に改めた。
- (7) 同上。
- (8) 外地における軍費の現地調達は、昭和18年度にまず中国・南方占領地域において行われ、翌19年度からは満州・タイ・フランス領インドシナにも拡大された。さらに昭和20年2月にはそうした在外資金調達のための「外資金庫」が設立された。当時占領地域の物価は著しく騰貴し、日本内地との物価差は大きくなっていましたが、他方各地域通貨と円との公定レートを維持する政策がとられていたので、日本軍が各地で使用する軍費を公定レートで円換算すれば不当に巨額な円債務が発生することになる。そこで現地の物価騰貴によって予算を超過した軍費については外資金庫が別整理し、その処理は戦後にまつことにされた。外資金庫は以上のような調整措置のための一種の中間的計算機関であった。
- (9) 日本銀行保有資料。
- (10) 日本銀行保有資料。
- (11) 日本銀行保有資料。
- (12) 日本銀行保有資料。なお昭和18年3月の借款供与契約に先立ち、昭和17年11月、本行が中国聯合準備銀行へ資本参加する案が本行内において検討された事実があるが、結局、この案は実現しなかった（日本銀行保有資料『聯銀関係書類』昭和14年～17年）。
- (13) 日本銀行保有資料。
- (14) 同上。
- (15) 日本銀行「特別円制度の現状と将来」（前掲『日本金融史資料』昭和編第29巻、昭和46年、所収）231ページ。
- (16) 日本銀行保有資料。
- (17) 同上。
- (18) 同上。
- (19) 同上および前掲「每半季為替及金融報告」432ページ。
- (20) 日本銀行保有資料。
- (21) 同上。

第2章 戦時統制下の日本銀行

- (22) 南方開発金庫は、南方占領諸地域における資源の開発および利用に必要な資金を供給し、あわせて通貨および金融の調整を図ることを目的として昭和17年3月に設立された。同金庫の資金調達は当初、現地日本軍からの軍票借入れと債券発行によって賄われていたが、昭和18年4月から現地通貨表示の南方開発金庫券の発行が認められた。
- (23) 昭和20年6月、フィリピン大統領ラウレル (J. P. Laurel) が閣僚数名とともに来日したが、これは事実上、フィリピンからの脱出であった。
- (24) 日本銀行保有資料。この貸付については戦後、昭和21年の「戦時補償特別措置法」により、政府から損失補償を受ける道が断たれたので、昭和24年3月末決算において償却の上、減価債権勘定へ移したが、フィリピンとの平和条約発効(昭和31年)後の昭和34年、同勘定からも引き落とし、最終的にこの債権を放棄した。
- (25) この点につき「国際決済銀行設立条例」は「十 本銀行、其ノ財産及資産並ニ本銀行ニ預託セラルベキ預金又ハ他ノ資金ハ平時ニ於テモ戦時ニ於テモ徴収、徴発、差押、没収、金若ハ通貨ノ輸出若ハ輸入ノ禁止若ハ制限ノ如キ何等カノ措置ノ目的又ハ類似ノ他ノ措置ノ目的タルコトヲ得ザルベシ」と規定している。
- (26) 日本銀行保有資料『国際決済銀行関係その十七』昭和23年～27年および『国際決済銀行関係その十八』昭和26年～31年。
- (27) 日本銀行保有資料。
- (28) 同上。なおアメリカは前記「国際決済銀行設立条例」を承認していなかった。
- (29) 当時の国際決済銀行の各国中央銀行預け金および同行株式相場の推移は次のとおりであった(日本銀行保有資料『国際決済銀行関係その十四』昭和12年～19年)。

各国中央銀行預け金

昭和14年1月末	136百万金スイスフラン
6月末	122
8月末	53
10月末	20

株式相場

昭和13年6月	424金スイスフラン
14年1月	381
3月	374
6月	275

なお、昭和14年1月～10月間の本行からの預け金は150万金スイスフランであった。

- (30) 同上。
- (31) 同上。